

### 法曹の養成に思い切った改革を

木田 宏

一 現状に対する見解  
法曹基本問題懇談会で配付された資料と堀田人事課長の説明を讀んで、司法試験の将来に対する当局の

造は大きく変わり、法曹に関連のある経済指標が大きく伸びていることは、会議資料に良く示されている通りである。  
わが国の高等教育人口も、この間、六〇万人(昭和三〇年)から、二四〇万人(昭和六二年)に拡大し、専修学校を加えれば、三〇〇万人を越えて、社会の発展に対応している。法学部の入学定員は、八〇〇〇人(昭和三〇年)から三万人に増大した。それゆえ、「法曹三者と運命協同体である」と言われる法学部が——このこと自体に問題があるけれども——このように大きくなれば、司法試験の出願者が、六〇〇〇人から二万四、五〇〇〇人に増えていても、敢えて異とするに足る所ではあるまい。むしろ、問題とすべきは、合格者の上限が五〇〇〇人に押さえられていることである。

社会各方面の発展に対して、合格者の枠を五〇〇〇人に押さえておくことの合理性は、どこにあるのであろうか。察するに、法曹界に適格性を有するエリートは、社会の変化や発展には関係なく一定であり、適格者が同年齢人口の一定(二%以内)であるといった発想からであろうと思われ。然し、そのような論議は、全

米国のロースタールは、四年制大学の卒業生が入学する三年の課程の大学院であるが、法曹界が自らの資質を高めるために、大学当局を動かして整備させたものと言われている。わが国においては、法曹三者が一体となって要請すれば、法学の修士課程を整備し、その内容を法曹に相応しいものとするのは、難しいことではあるまい。かくして、本格的な基礎教育を求めようようになれば、民訴、刑訴の必須化も可能であり、箔付けに試験が利用されることも避けられるであろう。

受験生と合格者の比率は、二分の一、あるいは三分の一程度であることが望まれる。一〇倍、二〇倍と受験者があれば、試験問題をどのように工夫しても、その試験は形式的、画一的なものになって仕舞う。その上、出題者側はもとより、それ以上に、受験者側には大きな無駄を繰り返させることになる。それ自体が

危機意識とともに、問題の深刻さを良く理解する事が出来た。用意された資料で率直に事実を説明しようとする当局の真摯な態度にも、敬意を

くの独善であると言ふの外はない。もし、そのことが成り立つのであれば、公務員も、学者も、企業幹部も、言論人も、芸術家も、技術者も専門家も、皆同じように主張しようである。忽ちにして、エリートは同年齢人口の何十%にも上って行くのである。

教育界をも含め、社会の各方面で、人間の能力を同年齢人口の何%かで議論することが、数多く行われている。そして、そのことが入試競争の激化にも繋がっている。これらが、しかし、大切なことは、これからの社会がどれほどの人材を必要とするかを明らかにし、その人材が必要とする能力を備え得るよう、その能力の育成に必要な施策を講ずることであると思ふのである。

法曹界の将来に真に必要な数などの位であるかは、専門の方々の検討に委ねて置くことしよう。然し、今日まで法曹界への参入が強く規制されてきた為、法曹界に一種のカルテルが生まれていた。そしてその結果として、訴訟費用の増大、その効用の減少、裁判所の効率の低下などが見られている。また、社会の発展にも拘わらず、法曹の活躍すべき領域を狭めて、代替業種の発展に寄与

社会的に大きな損失であると言え。司法試験の合格者が数多くなれば、一カ所での実務研修が不可能になることは、言うまでもない。実務研修は、医師の卵が病院で受けているように、各地の裁判所で行えるように体制を整えれば良いであろう。また、研修内容、研修期間中の身分や処遇についても、現状を固定して考えることはあるまい。

何れともあれ、法曹の基礎教育を大学院に整備し、合格者を増やして、法曹の質を共に拡充する。これが、当面行われるべき改革の基本であると考え。法曹界が時代の進展に対応した発展を遂げるよう、期待して止まない所である。(参考、三月月報は「各国弁護士制度の研究」有信堂、昭和六五年。田中英夫「英米の司法」東京大学出版会、昭和四八年はか)

(きた・ひろし)日本学術振興会理事

惜しむ者ではない。しかし、これまでのいく度かの努力にも拘わらず、なんら本質的な改革が行われることなく、何故、今日のような重症ともいえる事態に立ち至ったのであるかは、理解し難いものがある。

過去に行われた出題方法や問題数の改善の経過を見る時、この問題が試験方法の改善に関する技術的なものとしてのみ処理されて来たのではないかと、この疑問を感じないわけではない。しかし、この問題は、わが国の社会、経済、行政、政治に関する司法の位置づけ、さらには、わが国将来の国際的な活動にも関わる重大な影響を持つものである。

それゆえ、この度の改革に当たっては、大局にたつて法曹の向かうべき方向と解決すべき課題を明らかにし、広く各界の理解を求めるようにしなければならない。この論議が深められることなく、法曹三者が目前の利害のみにとだわるのであれば、法曹界は、自らの世界を益々狭くし、社会から隔絶し、人材の離反を招くこととなるであろう。単なる試験方法の改善だけでは、将来の展望が開かれず、望ましい人材を法曹界に迎え入れることも難しくなる。

司法の世界は社会の安定勢力たるし、将来における自らの経済的優位性を喪失しようとしているとの指摘がある(「ジャーナル・ラムザイヤー」日本における法務サービス規制の経済学的批判)判例タイムズ六二五号、六二・三・一五参照。

このような現状の認識に立って、法曹の養成数を数倍程度拡大する必要があるとの前提の下に、次のような改革案を提案したい。

#### 二 改革案

端的に言えば、司法試験の受験資格を、少なくとも法学修士の所有者に高め、大幅な養成数の増大を行うことである。  
望むらくは、博士にまで基礎資格を高めたい。それと並行して、専門的な職種においては、博士号の所有者でなければ、一人前と認められない所まで、社会一般の基礎資格が高まっているからである。医師がそうであり、大学の教授、研究者がそうであり、教会の牧師もまたそれに準じている。そして、これがまた、国際的な水準でもあるとき、社会のエリートを以て任ずる法曹の基礎資格が、それより低く低いという論議は成り立つべくもないからである。しかし、直ちに博士までと高めることが出来ないのは、法学部の現状

べきものであるから、自ら社会の先頭にたつて歩むことはあるまい。しかし、社会の発展に対応して、その行うべき機能を充実発展させていくのでなければ、その本来の機能も果たし得なくなるであろう。今日の日本は、急速な勢いで脱工業化社会に移行し、知識社会へと変化している。国民の活動が、企業や団体の活動においても、公私の活動においても、国際化して行く。法曹界は、このような社会の変化に対応して、その機能を質量ともに充実させて行く必要がある筈である。

法曹界が、今後一〇年、二〇年の後に、どのような姿になって行くべきものであるか、この小論で筆者の出来ることではない。しかし、これまでの司法試験合格者の推移を見る時、その数が、三〇〇〇人から、五〇〇〇人前後で停滞していることは、法曹界が過去三、四〇年、殆どほぼしい進展を見せなかったことを、明瞭に示していると言えるのである。

その間わが国は、世界の人々が奇跡と称するほど、社会の各方面で著しい発展をみた。GNPは昭和三〇年の八兆円から、昭和六〇年の三二〇兆円(名目)に拡大し、世界の一割強を占めるまでになった。産業構

を考えるからである。現状において法学の博士号を取得する者は、年三〇〇〇人前後、修士号を取得する者は、四〇〇〇人前後に過ぎない。しかし、司法試験の受験資格を修士号の取得者とするにたつて、法曹の養成に相応しい修士課程を整備し、修士号の取得者を年間数千人に高めることは、さして難しい課題とは思われない。現に、多くの司法試験の受験生が多数滞留し、受験準備を行っていることを考えるならば、大学もまた、これら多数の受験生のために、適切な修士課程を整備して、受験生の便に供することは、大学のために、受験生のためにも、望ましい改善であると言ふことができる。

法学部の教育は、司法試験を考慮するものではないとの議論が見える。今日の法学部は、率直なところ、ゼネラリストの養成課程になっている。言わば、一種の教養課程と言ふべきものであるから、その法学教育が司法試験に即するものでないことは、言うまでもない。それゆえ、今日の法学部が法曹三者と運命共同体であるといった認識は、事実誤認である。法曹三者に対応すべき法学教育は、大学院に新しく構築される必要があるのである。